

運転免許の自主返納・運転経歴証明書の制度



- ・高齢になり、**運転するのをやめよう**と思っている。
- ・最近の**高齢者が起こした事故のニュース**を見て不安になってきた。
- ・車の運転に**自信がなくな**ってきた。
- ・更新したいが、**視力の検査に合格できない**。
- ・車の運転はしないが、**免許証のかわりに身分証明書が必要**。

そんな人のために「**自主返納**」という制度があります

自主返納すると「**運転経歴証明書**」の申請が可能です

◆◇運転経歴証明書のメリット◆◇

- 車の運転はできませんが、**更新の必要がない無期限の身分証明書**として利用できます。
※一部企業では身分証明書として取り扱われない場合もあります。
- 市町等によっては、公共交通機関等での割引が受けられることがあります。

「運転経歴証明書」の入手方法

◎手順 1

運転免許試験場又はお近くの警察署で
運転免許証を自主返納(申請取消)する。

※免許の有効期限が切れた方や免許の停止処分・取消
処分に該当する方は、自主返納の申請はできません。

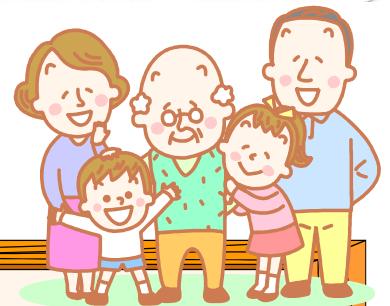

◎手順 2

自主返納後、「運転経歴証明書」の交付を申請する。

必要なもの 「申請手数料 1,100円」「申請用写真(運転免許試験場は不要)」

※自主返納した日から「5年以上」経過した方は、運転経歴証明書の
申請はできません。

氏名	テストパターン印刷	明治12年34月56日生							
住所	日本都道府県運転免許センター12345								
交付	平成18年06月01日 12345-1								
運転経歴証明書 (自動車等の運転に 見 で 本 せん)									
番号	第 123456789001 号								
二種	大正78年90月12日	種別	中型原付	大型原付	普通	大型	中型	小型	特種
他	昭和34年56月78日								
三種	平成90年12月34日								
〇〇〇〇〇 公安委員会									



手続きに関するお問い合わせは

- 運転免許試験場
TEL 0957-53-2128
- 長崎県内の警察署

申請の受付時間

◆◇ 警 察 署 ◆◇

(平日) 午前9時～午前11時
午後1時～午後4時

◆◇ 運転免許試験場 ◆◇

(平日) 午前10時30分～午前11時15分
午後2時～午後2時45分
(日曜) 午後3時～午後4時